令和８年度（2026 年度）北海道職員（保健師）採用選考募集要項

【令和８年（2026 年）４月 28 日　公　　表】
【令和８年（2026 年）８月 17 日　最終更新】

北海道では、総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室又は地域保健室（地域保健法第５条第１項の規定により設置された保健所）（以下「保健所」という。）や保健福祉部出先機関、また、総合振興局（振興局）総務課、総務部人事局職員厚生課に勤務する保健師を次により募集します。

１　受験資格

既に保健師の資格を取得している方又は令和９年（2027 年）３月 31 日までに実施される国家試験において保健師の資格を取得する見込みの方で、令和９年（2027 年）４月１日現在で 62 歳未満の方

ただし、次の方は受験できません。

〇地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない方
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

２　試験実施予定日

受験を希望する実施予定日の申込期限【必着】までに応募書類を送付してください。

（１）実施予定日及び会場

実施予定日	申込期限	会場	採用予定日
令和８年(2026 年) ５月 22 日(金)	令和８年(2026 年) ５月 14 日(木)	札幌･旭川	令和８年(2026 年) ７月１日～
令和８年(2026 年) ６月 21 日(日)	令和８年(2026 年) ６月 11 日(木)	札幌･旭川	令和８年(2026 年) ８月１日～
令和８年(2026 年) ７月３日(金)	令和８年(2026 年) ６月 24 日(水)	札幌	令和８年(2026 年) ９月１日～
令和８年(2026 年) ８月１日(土)	令和８年(2026 年) ７月 23 日(木)	札幌	令和８年(2026 年)10 月１日～
令和８年(2026 年) ９月４日(金)	令和８年(2026 年) ８月 19 日(水)	札幌	令和８年(2026 年)11 月１日～
令和８年(2026 年)10 月３日(土)	令和８年(2026 年) ９月 24 日(木)	札幌･旭川･東京	令和８年(2026 年)12 月１日～
令和８年(2026 年)11 月６日(金)	令和８年(2026 年)10 月 28 日(水)	札幌	令和９年(2027 年) １月１日～
令和８年(2026 年)12 月５日(土)	令和８年(2026 年)11 月 25 日(水)	札幌	令和９年(2027 年) ２月１日～
令和９年(2027 年) １月 23 日(土)	令和９年(2027 年) １月 14 日(木)	札幌･東京	令和９年(2027 年) ４月１日～

※　採用予定日は記載の日から令和９年（2027 年）４月１日までの間を予定しています。
※　令和９年（2027 年）３月 31 日までに実施される国家試験において保健師の資格を取得する見込みの方は、令和９年（2027 年）４月１日以降の採用を予定しています。
※　欠員状況等により、実施予定日・採用予定日を変更する場合があります。
※　採用者数が採用予定数に達した時点で、以降の募集、採用選考を中止します。
※　会場の詳細については、以下のとおりです。

・札幌会場：北海道庁又は北海道庁別館（札幌市中央区北３条西６丁目、別館は同西７丁目）
・旭川会場：上川総合振興局（旭川市永山６条 19 丁目１番１号）
・東京会場：北海道東京事務所（東京都千代田区永田町２丁目 17-17）

（２）内容

試験区分	内容
作文試験	職務に関する課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験（90 分）
面接試験	個別面接による人物及び職務に関連する知識についての口述試験

（３）試験時間等

作文試験：午前９時より 90 分（集合は８時 45 分）
面接試験：作文試験終了後、１人 15 分程度
（面接試験をもって終了となるため、終了時間は個人によって異なります。）

3　受験手続

次の書類を北海道保健福祉部総務課人事係宛てに提出（郵送可）してください。

※　封筒の表に「令和８年度　保健師採用選考応募書類」と朱書きしてください。

（１）北海道職員採用選考（保健師）申込書（写真貼付）

（２）保健師免許証の写し（資格取得見込の方は卒業（見込）証明書）

4　採用予定箇所、職務内容及び採用予定数

採用予定箇所	職務内容	採用予定数
保健所	心の健康支援や感染症対策等の保健指導業務に従事します。	40 名
総合振興局（振興局）総務課又は総務部人事局職員厚生課 ※　初任地は、十勝総合振興局総務課を予定しています。	職員の健康教育・相談等の保健指導業務に従事します。	１名

※　採用予定者数は、欠員等の状況により変更となる場合があります。

5　合格発表

試験実施から 10 日後程度（予定）

※　合否結果については、受験者全員に郵送により通知します。

6　合格者の採用

（１）採用は採用選考実施の翌々月（１月選考においては４月１日）以降を予定しています。
ただし、欠員の状況により令和９年（2027 年）４月１日以降に採用される場合があります。

（２）総合振興局（振興局）総務課又は総務部人事局職員厚生課（初任地：十勝総合振興局総務課を予定）への採用は、令和９年（2027 年）４月１日以降を予定しています。

（３）合格者が採用日を指定することはできません。
また、資格取得見込者については、本選考に合格されても、保健師の国家試験に不合格の場合は、採用されません。

7　給与

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき支給します。

採用時における給料月額等を例示すると次のとおりです。

学歴区分 経験年数	４大卒 給料月額（年額）	修士課程修了 給料月額（年額）	備　考
－	269,100 円 （約 4,092,000 円）	275,900 円 （約 4,196,000 円）	・年額は給料の他、期末・勤勉手当、寒冷地手当を含んだ金額（概算）です。 ＊実際の給与は個人別に算定します ・上記の他、通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
５年	294,900 円 （約 4,520,000 円）	298,600 円 （約 4,576,000 円）	
10 年	304,100 円 （約 4,660,000 円）	309,100 円 （約 4,738,000 円）	
20 年	364,900 円 （約 5,644,000 円）	375,700 円 （約 5,809,000 円）	

※　給料月額は令和８年（2026 年）４月１日現在です。

※　給料月額は、採用前の学歴や職歴（免許取得前に職務に従事した経歴を含む）を考慮のうえ、決定されることから例示の額と異なることがあります。期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が変更となります。また、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況により変動することから、年額はあくまでも目安です。

８　勤務条件等

（１）勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日　８時 45 分～17 時 30 分（昼休み：正午～午後１時）
休日（原則）	土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）
休暇	年次有給休暇：１年に 20 日（採用年は月割計算）。20 日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：５日（６月から 10 月までの間） 結婚休暇：７日（２つの期間に分割可能） その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があり、空き状況により入居することができます。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年１回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。 また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

（２）仕事と家庭の両立支援制度

出産を控えた職員、育児や介護を行う職員が安心して働くことができるよう、仕事と家庭の両立を支援する休暇・休業などの各種制度が整っています。(主なものは以下のとおりです)

産前休暇	出産予定日の前日から起算して８週間前から出産日まで取得可能
産後休暇	出産日の翌日から８週間を経過する日までの間に取得可能
育児休業	子どもが３歳になるまでの間、子育てに専念する(一定期間勤務しない)ことができる制度（※無給）
育児休暇	子どもが２歳になるまでの間、子育てのため(主に子どもの保育施設への送り迎えなど)に取得可能(１日当たり合計２時間以内)
育児短時間勤務	小学校入学前の子どもの子育てをするために、希望する日・時間帯で勤務できる制度(あらかじめ定められた勤務形態から職員が選択)(*勤務時間に応じて給与を支給)
子育て支援休暇	中学校までの子どもの通院付き添いや看病、学校等の休業に伴う子どもの世話又は学校行事等（入園式、入学式、卒園式、卒業式、授業参観、三者面談や PTA 活動など）のために取得可能(子ども１人につき年５日以内、最大 15 日以内)
育児のための部分休業	小学校入学前の子を養育するときに取得可能（勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日当 たり合計２時間以内、30 分単位）（※無給）
子育て部分休暇	小学生の子（障がいを有する子の場合は 18 歳まで）を養育するとき取得可能（勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日当たり合計２時間以内、30 分単位）（※無給）
早出遅出勤務	小学校入学前の子どもの保育園への送り迎えや、学童保育施設等に託児している小学生の子どもの送迎のために、始業又は就業時刻を繰上げ又は繰下げできる制度
介護休暇	配偶者、父母、子等の介護をするために取得可能(通算して６月を超えない範囲内で３回まで)（※無給）
短期の介護休暇	疾病等により２週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の世話をするために取得可能（１年に要介護者が１人の場合５日、２人以上の場合は 10 日）
介護時間	疾病等により２週間以上日常生活に支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度（３年の期間内で１日当たり２時間以内）（※無給）

９　その他

（１）本選考の実施にあたっては、**受験票の発行はしておりません**ので留意願います。

なお、試験当日は試験１週間前に申込書記載のＥメールアドレス（住所）にメール（郵送）する「試験（会場）案内」を確認の上、集合時間までに会場へお越しください。

※　迷惑メールの対策などでドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合があります。「@hokkaido.lg.jp」を受信設定してください。

（２）受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨下記の応募先に連絡してください。

（３）試験当日は、午前８時 30 分から受付(開庁)します。

【この選考の応募先】

〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部総務課人事係　TEL 011-204-5243（直通）

【保健所採用についてのお問い合わせ先】

北海道保健福祉部総務課人事係　TEL 011-204-5243（直通）

【総合振興局（振興局）総務課又は総務部人事局職員厚生課採用についてのお問い合わせ先】

北海道総務部総務課総務係　TEL 011-204-5017（直通）